

## 別添

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の 勤務時間に関する要綱

#### 1 実施概要について

校長は、教職員から申請があり、かつ、校務の運営に支障がないと認められるときは、時差出勤を行うための勤務時間を指定することができる。

#### 2 対象者について

通勤方法に関わらず、県立学校に勤務する教職員（会計年度任用職員を含む）を対象とする。

#### 3 勤務時間の指定について

時差出勤による勤務時間の繰上げ、繰下げは30分単位とし、学校ごとに定める。

ただし、勤務時間の始業は午前7時以後、終業は午後10時以前とし、1日につき休憩時間を除き勤務時間が7時間45分となるよう設定するものとする。

なお、夜間定時制課程に勤務する教職員については、校務の運営に支障がない範囲で、可能な限り全日制課程の勤務時間の始業及び終業時刻を基に設定すること。

#### 4 手続きについて

校長は、教職員からの「時差出勤に係る勤務時間の申出兼取消簿」による申請に基づき、業務の執行体制の確保が可能な範囲で、事前に勤務時間の割振りを行う。